

いじめ対策プロジェクト（報告）

— いじめの未然防止を意識した学校づくり —

総合教育センターいじめ対策プロジェクトチーム

教育における喫緊の重要課題となっているいじめ問題に関し、「いじめ防止対策推進法」に基づいて、全ての校種の学校への聞き取り等を行い、学校現場の取組を把握しながら、主にいじめの「未然防止」に力点を置き、小中高特の校種を越えて、「いじめを生まない学校風土づくり」に向けた調査研究を行った。

はじめに

大津市のいじめ自殺などを受け、平成 25 年 6 月 28 日「いじめ防止対策推進法」が公布され、9 月 28 日に施行された。この法律は、社会全体でいじめ問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備したものである。いじめへの対応と防止について、国や自治体、教育委員会、学校、保護者、その他関係機関それぞれが、取り組むべき責務について規定されており、学校に対しては、それぞれの学校の実情に応じた対策を推進するために「学校いじめ防止基本方針」の策定及び組織等の設置が示されている。

1980 年代、いじめ問題が社会問題として大きく取り上げられるようになって以降、それぞれの学校において、いじめに対する取組は行われてきたが、いじめ問題の大きな波は、何年かごとに繰り返し訪れている。

いじめは、将来の社会を形成していく子どもたちに関わる深刻な社会問題であり、いじめ防止に対して学校に求められるものはますます大きさを増している。

総合教育センターでは、今年度いじめ対策プロジェクトを立ち上げ、今回施行された「いじめ防止対策推進法」を学校現場の実情に照らして読み解きながら、いじめの起こりにくい学校風土づくりに向けた調査研究を行った。

プロジェクトの概要

いじめ対策プロジェクトでは、様々なデータや情報からいじめを分析し、いじめについての理解を深めるとともに、学校現場への聞き取り等を含め、学校の実情に合わせて理論と実践の両面から「いじめの未然防止」に力点をのいた調査研究を行った。

いじめの分析については、神奈川県教育委員会教育局学校支援課の協力を得て、国の動向や最新の神奈川県の現状を把握するとともに、心理関係の専門家を招いての研修会を開き、いじめ問題を多角的に掘り下げた。

学校現場の聞き取りについては、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の全ての校種において行い、

校種をつないで共有できる内容を意識しながら実施した。

これらを「いじめ防止対策推進法」に基づいてプロジェクトが立てた四つの柱の中に織り込み、今までそれぞれの学校で取り組んできたことを整理して意味付け、日々の教育活動にいかせるような冊子の作成を行った。

研究の内容

1 いじめの理解

(1) いじめの定義と認知件数

文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における「いじめ」の定義は、平成 18（2006）年度から変わり、よりいじめられた児童・生徒の立場に立ったものとなった。

1980 年代以降、いじめの認知件数（発生件数）は、社会問題化の波に合わせて一時的に増加し、その後減少していくことを繰り返している。

国立教育政策研究所によれば、社会問題化されるいじめに対しては、いじめ件数の増減とは関係なく、常に適切に取り組み続けていく姿勢が大切であるとしている。

(2) 神奈川県のいじめの現状

「平成 24 年度 神奈川県児童・生徒の問題行動等調査 調査結果の概要 1（公立学校分）」によれば、公立小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数の合計は 6,925 件で、全ての校種で増加しており、小学校の認知件数の増加が著しいことが分かる。

認知したいじめが「解消しているもの」と「一定の解消後、継続支援中」を合わせた「いじめの改善率」は 96.1%で、認知件数は大幅に増えたものの、各学校が解消に向けて指導と支援に取り組んだ結果であると考えられる。

(3) 神奈川県の取組

神奈川県は「いじめ問題」に対応するため、平成 24 年度に「いじめを絶対に許さない～緊急アピール～」を発信した。また、県立学校の「いじめ防止基本方針」策定に向けた資料、いじめ早期発見・早期対応のため

のアンケート例、いじめ問題への具体的な対応方法等を示した資料等の作成を行った。さらに、「かながわ元気な学校づくり」、「いのちの授業」等の取組も行っている。

総合教育センターでは、いじめに悩む児童・生徒やその保護者の相談を受けるため、いじめに関する専用の電話相談窓口を設け、24時間365日対応している。

(4) いじめの未然防止に向けて

国立教育政策研究所による「いじめ追跡調査」分析結果によれば、被害経験、加害経験はどちらも特定の児童・生徒に偏ることなく入れ替わりながら、ほとんどの児童・生徒が何らかの形でいじめに関わっている。このことから深刻ないじめは、どの子どもにも起こり得ることを前提として、いじめが起きにくい学校づくり、いじめの未然防止の大切さが改めて示されている。さらに未然防止には「自尊感情」や「自己肯定感」に加えて「他人から認められている」という「自己有用感」を持たせることの重要性にも触れられている。

2 いじめ対策の実践

(1) 「いじめ防止対策推進法」に基づいた四つの柱

「いじめ防止対策推進法」が施行され、全ての学校がいじめに対する取組を更に強化することになった。そこで、プロジェクトでは神奈川県内の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校から、いじめに対する取組について聞き取りを行い、情報を収集するとともに、「いじめ防止対策推進法」に基づいて学校が行うべき四つの柱を立て、それに照らし合わせながら聞き取った内容を整理した。発達段階によっていじめの態様に違いがあるものの、いじめの構造や発生の原因等は各校種に通じていることを考え、他校種の取組が参考にできるよう、全校種から聞き取った情報を整理した。

四つの柱につながる条文

(法第15条) 豊かな人間関係を築くために

(法第16条) いじめの早期発見のために

(法第18条) いじめ防止のための教員の資質向上のために

(法第22条) いじめ防止対策のための組織づくり

(2) 四つの柱に基づく学校の実践

ア 豊かな人間関係を築くために

いじめの起きない集団を作るためには、お互いが認め合い、心が通い合う人間関係を築くことが大切である。そして児童・生徒と教員が共に「いじめをなくそう」という意識を持って、継続的な実践に取り組んでいくことが望まれる。

心の通い合う豊かな人間関係を育むためには、計画的な実践や一人ひとりの居場所が確保される「心が通う集団づくり」の取組が重要である。「相手のことを考えた話し合いの方法の指導」や「挨拶運動の推進」などの他人への接し方や思いやりを育てる継続的な活動

実践の成果を、教員間で共有し、議論することで、より広範囲に渡って児童・生徒を見守る意識が高まっていく。

道徳教育では、「命の尊さ」や「自己や他者の理解」、「規範意識」などの人間性を育てる取組の実践に効果が見られた。実践校では、日常の場面を取り上げロールプレイングを実施したり、新聞記事を活用して道徳の授業を実践したりしている。また、神奈川県教育委員会HPの「いのちの授業」などの活用も可能である。

体験活動では、児童・生徒の主体的な学びを促進する。その中で、「実感する感動」によって児童・生徒の人間性に広がりや深まりが期待できる。ある小学校では、各校種で学年の枠を越えた行事を実施することで、低学年が高学年に憧れ、高学年の自尊感情を育てることに繋がったとしている。

さらに、いじめ防止対策推進法では、保護者、地域住民やその他の関係者との連携の重要性についても触れられている。児童・生徒の豊かな人間関係を築くためには、学校は保護者や地域と協力して子どもを育てるという視点が必要である。また、学校としては、日頃から学校の様子を積極的に公開していくことが必要であり、併せて子どもの地域行事への参加や教員の地域パトロールへの参加など、地域へ発信していくことも重要である。

イ いじめの早期発見のために

いじめは、どの児童・生徒にも起こり得るものとして、私たちは常に児童・生徒の様子に気を配り、すぐに対応できるようにしておく必要がある。

いち早くいじめに気付くために「定期的なアンケート調査」が各校において実施されている。アンケートについて、いじめに発展する可能性も考えられる些細な出来事を回答してもらうような工夫をしたり、調査の質問内容から「何がいじめで何が問題行動なのか」ということについて児童・生徒に気付かせ、いじめの抑止につなげるという効果を持たせたりするなど各校で調査項目・内容を工夫し実施されている。

また、アンケート調査の回答より得られた情報を教員全体で共有し、気になることを面談等で確認することも行われている。これらのことから、いじめの早期発見には、調査に基づいた組織的なマネジメントサイクルを意識した取組が重要であり、アンケートやチェックリスト等を用いた調査の結果について分析し、分かったことを教員間で共有しながら対応策を検討し、関係者が分担・協力しながら指導することが望まれる。さらに調査を行うに当たっては、これまでの児童・生徒の情報を整理・記録し教員間で共有できるようにしておくこと、日頃の児童・生徒の様子を把握できるように常に観察しコミュニケーションを取ること、児童・生徒の小さな変化を調査結果の分析に反映させる必要がある。

さらに、いじめの早期発見のためには、「相談体制の充実」も大切である。ある学校では、いじめアンケート調査後に児童・生徒一人ひとりと教育相談を行ったり、気付いた点を保護者面談にて確認したりという取組を行っている。このように、教員・学校が主体的・計画的に実施する相談体制を確立し実施することが大切であるとともに、部活動顧問やスクールカウンセラーなど学級担任以外へも相談ができる体制など「児童・生徒の自主的な相談」体制づくりとその実施が必要である。この体制を支えるものとして、「児童・生徒のそばにいつも教員がいる」、「教員が児童・生徒に積極的に話しかけている」、「連絡帳で教員と保護者がいつもやり取りをしている」といった相談環境の整備が考えられる。このような、学校全体で相談しやすい体制づくりと環境づくりを進めることがいじめの早期発見につながる。

ウ いじめ防止のための教員の資質向上のために

児童・生徒の発達の状況や課題、背景等を正しく見立て、個々の児童・生徒に適切な指導ができる教員の資質を高めるために、教員の実践的指導力を高めることが求められる。児童・生徒一人ひとりに寄り添った指導が重要であり、声にならないような児童・生徒の訴えやサインを見逃さず、気になる行動の意味や背景を捉えた指導・支援が必要である。

そして、児童・生徒に声かけや言葉がけをする時は、教員の思いも添えて伝えることが、子どもの命や人権を守ることにつながることを、ある高等学校の実践から見取ることができた。

教員の資質を高めるためには、どの校種も校内研修が欠かせない。例えば、「教員間の共通理解を促す校内研修会」として、「教室でできる支援教育」等をテーマにして、教員間で学校の取組に対する共通理解を深めたり、「人権感覚を磨く校内研修会」として、児童・生徒の特性への個別対応や、差別意識などについて理解したりする研修会などは、校種を限らず各校で研修効果が期待される。また、一人ひとりの児童・生徒を細かく見る目と分析する力（アセスメント力）の育成のための教員の学び合いは、どの学校でもぜひ実施したい研修の一つと言えよう。

研修会は、参加者全員が意見を出し合うことで組織で学校の課題に取り組むという、一体感が生まれると同時に、多面的な捉えや教員の気付きなども捉えることができる。

いじめ防止対策推進法にもあるように、これらの取組は、組織的かつ計画的・継続的に実施されることで、「いじめ」から子どもたちを守る大きな力になることが期待される。

エ いじめ防止対策のための組織づくり

いじめの未然防止・早期対応を進めるための組織づくりについて、平成25年12月に神奈川県教育委員会

より「学校いじめ防止基本方針策定の手引き」が示された。これにより各学校が組織づくりを進めていくことになる。その組織には、校内研修の効果、教育相談の状況と成果、関連教育活動の状況と評価、保護者や地域への啓発活動の振り返り等について点検、修正等する機能が求められており、PDCAサイクルによりマネジメントされることが必要とされている。

また、組織づくりは、学校の課題や状況を踏まえた現実的で適切なものが求められる。例えば、いじめに対応するチームには、「情報の収集と共有を図る」、「対処を決定し指導、援助案を作りチームで共有後に実行する」、「いじめられている子ども、いじている子ども、保護者への対応等はメンバーで役割分担する」、「援助後に話し合いをする」といった役割が求められる。各学校においてこれらの役割を効果的に果たせるような組織づくりが望まれる。

(3) 「いじめを防ぐ学校風土づくり」に向けて

いじめ対策としての各校種の様々な取組の様子を通して、いじめの未然防止に向けては、児童・生徒と教員がつくり出す学校生活全体の雰囲気づくりや風土づくり、特に「支持的風土づくり」が大切であることが分かる。「支持的風土づくり」とは、親和的、許容的、安定的な集団関係を助長し高める学級風土を作り出すことを意味している。その「支持的風土づくり」に向けた日々の教育活動に大切なものを次のようにまとめた。

ア 不安と不満を理解した子どもへの関わり

「ピアプレッシャー」（仲間からの圧力）、「スクールカースト」（児童・生徒の間に自然発生する人気の度合いを表す序列）等の状況に身を置く子どもたちが抱えている不安や不満を教員が理解し、その気持ちに寄り添うことが大切である。そして、その不安、不満、ストレス等の軽減や解消に向けた教員のチームによる取組が求められる。

また、いじめが子どもたちの対人関係における問題であるという視点に立ったとき、社会性を育むために開発的・予防的生徒指導がますます求められる。これらは、積極的生徒指導とも言われ、問題行動等の未然防止に向けた予防的な指導や児童・生徒の成長を促す生徒指導のことである。

イ 授業以外の時間を活用した相互理解と自己肯定感の育成

休み時間や放課後、教員が子どもたちと会話したり、放課後、清掃を一緒にしたりする中で、授業のときには気付かなかった友人関係や小さなトラブルの糸口などに気付くことがある。また、学校行事等で子どもたちが自分の役割をやり遂げ、周囲に認められる機会を得ることで、自己肯定感を高める機会となる。

このように、学校生活のあらゆる機会を活用して、子ども同士のあるいは、子どもと教員のより良い関係

を深化させるとともに、それぞれの子どもたちが、自己肯定感を実感できる場面づくりに向けて工夫したい。
ウ 学習指導と児童・生徒指導が一体化した授業の実践

授業中の児童・生徒指導の視点として、学習規律、学習意欲が挙げられる。この二つの視点について教員が、意図的・計画的に配慮することで、学習指導と児童・生徒指導が一体化した授業が実現し、より良い授業の実践が可能となる。これらは、児童・生徒の学力の向上につながるるとともに、学級の中の居場所をつくることになる。

エ 確かな同僚性が築かれた教職員関係

学校で生じる様々な困難に対応していくには、教員がチームで対応することが求められている。そのためには、教員同士が支え合い、協働する力を備えること、つまり確かな同僚性が必要である。教員同士の高い同僚性は子どもたちにも伝わり、子どもたちに安心感を与えることになる。

3 いじめに関する教材の作成

子どもたちが豊かな情操と道徳心を培い、課題を解決するために必要な力を育むことをねらいとして、2種類の学習ツールを作成した。

「いじめか、いじめでないか」の捉え方は人それぞれ異なるが、心理的、物理的に影響を与える行為であり、受けた側が精神的な苦痛を感じるのであれば、それはいじめと判断される。これらのワークシートを使用した学習では、具体的な事例についてグループワークを通して考えながら、「相手の気持ちを考えた発言や行動が大切であること」、「いじめと言われる行為の中には、犯罪になりうる重大な問題となる行為があるということ」を考えさせたい。それによって、いじめについて児童・生徒の規範意識を育成し、いじめを未然に防ぐことをねらいとしている。

それぞれの学習ツールについて指導案も付けてあるので、対象となる児童・生徒の発達段階に合わせて、各学校で工夫しながら活用されたい。

おわりに

いじめ問題解決のための、斬新で簡単なノウハウや万能特効薬は存在しない。対症療法にとどまらず、学校全体でいじめの起こりにくい風土づくりのための「体質改善」を行っていく必要がある。そのためには、今までそれぞれの学校が日常的に取り組んできた内容を見直し、意味付けて検証していく必要がある。また、常に教員全体でいじめ問題に対して高い意識を持ち、組織的にいじめ問題に対峙していくことが求められている。

それぞれの学校が見直しを行い、取組の精度を高め

ていく過程において、この調査研究が一助となればと願っている。

調査に当たっては、職員への聞き取りに協力していただいた厚木市立戸室小学校、茅ヶ崎市立浜須賀中学校、神奈川県立保土ヶ谷高等学校、三浦臨海高等学校、高津養護学校に感謝したい。

[総合教育センターいじめ対策プロジェクトチーム]	
企画調整部長	杉坂 郁子
企画広報課長	白倉 哲
同課主幹(兼)指導主事	山本 栄一
同課副主幹(兼)指導主事	牛島 操
同課副主幹	野口 裕美
教職キャリア課主幹(兼)指導主事	荒井 智子
教育人材育成課指導主事	中山 晋
教育課題研究課指導主事	峰 治
教育相談課指導主事	丸野 薫
特別支援教育推進課主幹(兼)指導主事	藤 聡志

参考文献

- 文部科学省 2010 『生徒指導提要』
国立教育政策研究所生徒指導研究センター 2010 「いじめ追跡調査 2007-2009」
国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター 2013 「いじめ追跡調査 2010-2012」
国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター 2013 「いじめについて、正しく知り、正しく考え、正しく行動する」
文部科学省 2013 「平成 24 年度『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』について」
神奈川県教育委員会 2013 「平成 24 年度 神奈川県児童・生徒の問題行動等調査 調査結果の概要 1 (公立学校分)」
押切久遠 2001 『こころの教育 実践シリーズ①クラスのできる非行予防エクササイズ 子どもたちの後悔しない人生のために』 図書文化社
神奈川県立総合教育センター 2007 「教育相談事例から考える いじめとその対応～チームでいじめに対応する重要性～」